

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 126

事務事業名	母子・寡婦等医療費助成事業
-------	---------------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	福祉保健部		
課名	福祉総務課		
課長名	森 克彦	内線	460
担当者名	矢野健一朗	内線	604

基本目標		人を育むまち
政策	010103	子育てしやすいまちづくり
施策		子育てを支える環境の充実
関連施策		

会計	一般会計		
款	03	民生費	
項	01	社会福祉費	
目	05	福祉医療対策費	
事業コード	020300	福祉医療事業(母子寡婦等)	

事業類型	5	負担金・補助金事業
個別計画		
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者)	母子家庭・父子家庭の母・父と子、寡婦(50～70歳未満)、単婦(60～70歳未満)、寡男(68～70歳未満)で、児童扶養手当法施行令に定める所得限度額内の者		
意図	医療費の一部を助成することにより、母子家庭、父子家庭、寡婦、単婦、寡男の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図る。		
事業概要	受給資格者が医療機関ごとに支払った保険診療にかかる一部負担金から、自己負担額(1日800円、月上限1,600円。寡婦・単婦・寡男の入院は1日1,200円)を控除した金額を診療を受けた月の翌月末に支給するもの(ただし、高額療養費及び附加給付金など、他で医療費が支給される場合は除く)。 (1) 県補助事業・・・母子家庭、父子家庭、寡婦60歳代(入院のみ)、単婦(入院のみ) (2) 市単独事業・・・母子・父子家庭の子のうち高校在学中～20歳未満の者、寡婦50歳代(入院のみ)、寡婦60歳代(外来・薬剤)、寡男		
事業期間	昭和 48 年度	～	平成 年度
実施方法			
根拠法令、要綱等	大村市福祉医療費の支給に関する条例、大村市福祉医療費の支給に関する条例施行規則		
国・県補助事業に係る本市単独施策	有	市単独で、母子・父子の子のうち高校在学中で18歳到達後の最初の4月1日以後20歳未満の者の外来・薬剤費、寡婦の60歳代の外来・薬剤費及び50歳代の入院も対象としている。	

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 受給資格者数	計画値	2,900	2,900	2,900	2,900	
		実績値	2,913	2,940	3,071		
		達成度	100.4%	101.4%	105.9%		
活動指標	② 医療費支給件数	計画値	30,417	23,539	25,340	26,303	
		実績値	23,970	25,665	26,237		
		達成度	78.8%	109.0%	103.5%		
成果指標	① 県補助事業支給額	計画値	32,290	34,119	35,746	34,602	
		実績値	32,363	35,284	35,116		
		達成度	100.2%	103.4%	98.2%		
	② 市単独事業支給額	計画値	6,969	7,532	7,434	7,662	
		実績値	7,617	7,418	7,680		
		達成度	109.3%	98.5%	103.3%		

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	40,130	42,972	42,796	42,265	48,235	48,235	48,235	0
国庫支出金								
県支出金	16,257	17,562	17,310	17,301	20,133	20,133	20,133	
地方債								
その他								
一般財源	23,873	25,410	25,486	24,964	28,102	28,102	28,102	
② 人件費(千円)	5,123	3,289	3,972	4,039	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.58	0.39	0.43	0.42	母子医療費、父子医療費等の助成	母子医療費、父子医療費等の助成	母子医療費、父子医療費等の助成	
時間外勤務(時間)	257	171	183	215				
嘱託等人数(人)			0.31	0.30				
フルコスト(①+②千円)	45,253	46,261	46,768	46,304				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

<b>事業の進捗状況</b> 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	医療費助成の制度概要については、児童扶養手当の申請を行う際に、併せて手続きを促すなど、周知に努め、申請がスムーズにできるよう努めている。また、受給資格の確認等、適正な助成に努めている。
<b>事業が抱える問題・課題等</b>	

妥当性	<b>【必要性】</b>	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	母子家庭等の家計に占める医療費の負担軽減の支援策として必要性が高い。						
有効性	<b>【市の関与】</b>	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	(1) 県補助事業については、制度関与であり、市の関与の必要性は高い。 (2) 市単独事業については、母子家庭等は経済的に困難を抱える場合が多く、母子等の健康を支える意義は大きいため、市の関与の必要性は高い。						
効率性	<b>【事業成果】</b>	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	助成対象者の医療費負担の軽減が図られた。						
効率性	<b>【施策貢献度】</b>	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	母子家庭等の保健と福祉の向上に効果がある。しかし、その一方、県内でも突出した市単独事業が、市の活力向上に効果があるのか、冷静な分析が必要である。						
効率性	<b>【コスト】</b>	削減の余地なし		削減の余地あり	該当なし		
	現状の財政状況からすると、市単独事業を現状のまま実施することが困難な情勢であり、今後市単独事業の見直しを検討する必要がある。						
効率性	<b>【負担割合】</b>	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	
	県の補助基準に基づいた医療費助成制度であり、見直し余地はない。						

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

<b>内容</b> 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	今後も引き続き、制度周知に努め、助成基準に沿った適切な支給に努める。
<b>効果</b> 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	受給対象者の生活の向上が期待できるとともに、疾病の重篤化の防止に繋がる。

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
意見等			内容			

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。